

環境審議会について

1 海老名市環境審議会

海老名市環境審議会条例（以下「条例」）に基づいて運営される

海老名市環境審議会（以下「審議会」）は、市の環境施策に関する事項について、調査審議するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、設置される

2 調査審議事項

条例第 2 条より

- （１）海老名市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- （２）海老名環境マネジメントシステムに関すること。
- （３）廃棄物対策に関すること。
- （４）自然緑地保全区域等の指定等に関すること。
- （５）前各号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

3 委員の構成

条例第 3 条より

- ・委員 12 人以内で組織する
- ・内容
 - （１）学識経験を有する者
 - （２）環境分野に関する知見を有する者
 - （３）公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者
 - （４）市内に事業者を有する法人の代表者、役員又は従業員

4 委員の任期

条例第 4 条より

2 年 2 年ごとに改選を行う

平成 31 年 4 月 1 日以降の委嘱日から令和 3 年 3 月 31 日まで

5 書面による審議

条例第 8 条

期日を指定し書面で委員の意見を聞き審議会の調査審議に変えることができる。

6 報酬

1 回につき 8,700 円（所得税、交通費含む）

※「海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく。

・過去２年の案件（一部抜粋）

内 容	案 件
諮 問	自然緑地保全区域の指定・解除について
	自然緑地保存樹木等の指定・解除について
	ごみの減量化策について
	粗大ごみ規格の改定について
	海老名市住みよいまちづくり条例等の制定に伴う海老名市環境保全条例及び同施行規則の一部改正について
	第二次環境基本計画の延長について
答 申	家庭系ごみの減量化策（戸別収集、有料化含む）について
	事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について
報 告	海老名市環境基本計画及び海老名市緑の基本計画の改定について
	環境白書の発行について
	EMS 専門部会 構成員について
	EMS における外部環境評価の実施方法について
	EMS における環境評価の実施結果について
	海老名市家庭系ごみ減量化基本方針について
	一般廃棄物処理基本計画改定について
	大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画改定について
	緑化推進施策の見直しについて

・関連法令

環境基本法（抜粋）

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

海老名市環境審議会条例

(設置)

第1条 市の環境施策に関する事項について、調査審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、海老名市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 海老名市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 海老名環境マネジメントシステムに関すること。
- (3) 廃棄物対策に関すること。
- (4) 自然緑地保全区域等の指定等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境分野に関する知見を有する者
- (3) 公共の利益に寄与する活動を行っている団体に属する者
- (4) 市内に事業者を有する法人の代表者、役員又は従業員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、市長の委嘱により、審議会に特別の委員（以下「特別委員」という。）を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員の解嘱)

第5条 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項にする調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、

会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による審議)

第8条 審議会は、必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聴き、審議会の調査審議に代えることができる。

- 2 審議会は、前項の調査審議を行うに当たっては、あらかじめ調査審議事項及び運営について定めなければならない。

- 3 第1項に規定する場合において、指定した期日までに到着しない意見は、議決の数に加えないものとする。

(部会)

第9条 審議会は、第2条各号に掲げる所掌事務を審議させるために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員及び議事に関係のある特別委員のうちから会長が指名する。

- 3 会長の指名により、部会ごとに部会長を置く。

- 4 部会長は、部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

- 5 部会長は、部会の審議結果を審議会に報告する。

- 6 部会は、部会の構成員となる委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第10条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成11年3月31日条例第17号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第11号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

海老名市燃やせるごみの収集・運搬に関する 業務委託選定委員会委員の選出について

海老名市では、燃やせるごみの収集・運搬に関する業務委託に関する事業者を選定するために、海老名市燃やせるごみの収集・運搬に関する業務委託事業者選定委員会を設置しました。

海老名市燃やせるごみの収集・運搬に関する業務委託事業者選定委員会においては、以下のとおり環境審議会より1名を選定委員として参画していただきます。

1. 選定委員会の概要

- (1) 開催回数 令和元年度中、2～4回程度で2時間程（平日の日中）
- (2) 内 容 燃やせるごみの収集・運搬に関する業務委託事業者選定

2. 任 期

平成31年4月26日から選定終了まで

3. 選定理由

集合住宅を中心として燃やせるごみを収集する業務を委託予定であるため、市内在住であり、集合住宅の事情について精通している委員であるため

4. 選定委員

中谷 尚利 委員

5. 資料

海老名市燃やせるごみの収集・運搬に関する業務委託事業者選定委員会設置要綱

海老名市燃やせるごみの収集・運搬業務委託事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市燃やせるごみの収集・運搬業務委託事業者を選定するにあたり、業務の実施についての具体的な方法など最も優れた提案を選定するため、海老名市燃やせるごみの収集・運搬業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(委員会の所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者選定の基準に関すること
- (2) 選定基準に基づき事業者を選定すること
- (3) その他事業者選定に関し必要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 経済環境部長
- (2) 財務部次長
- (3) 経済環境部次長
- (4) 美化センター所長
- (5) 高座清掃施設組合職員より1名
- (6) 環境審議会委員より1名

2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長には経済環境部長を、副委員長には財務部次長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、経済環境部環境課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。
- 2 この要綱は、選定された業務委託事業者との契約日に、その効力を失う。

海老名市事業系ごみ減量化基本方針について

海老名市は平成 29 年 5 月、環境審議会に対して「事業系ごみ減量化策（適正排出含む）について」の諮問を行い、事業系ごみ専門部会において全 8 回の審議の結果、今年 2 月 27 日に答申を受けました。これを受け、市では「海老名市事業系ごみ減量化基本方針(案)」を策定し、広く市民から意見を聴取したため、平成 31 年 4 月 1 日から同年 4 月 26 日までパブリックコメントを実施しました。

その結果、提出された意見について、基本方針案への反映を行わないこととしたため、現行のとおり基本方針を策定しました。

なお、基本方針の概要については別紙 1 のとおりです。

1 海老名市事業系ごみ減量化基本方針

別紙 2 のとおり

2 パブリックコメント実施結果（別紙 3 のとおり）

（1）意見提出者・意見数

ア 意見提出者 1 名

イ 提出意見数 2 件

（2）基本方針案への反映

提出された意見について、方針を修正する必要がある内容ではないと判断し、基本方針への反映は行わないこととしました。

3 基本方針の公表方法

記者発表、広報えびな、市ホームページ、窓口又は情報公開コーナーにおける閲覧

1 事業系ごみ減量化策について

(1) 啓発・指導

	答 申	基本方針
①排出事業者への指導強化	・多量排出者(100事業者以上)への指導 ・収集運搬業者と未契約事業者への指導	・多量排出者への指導(今年度まで：全事業者、来年度以降：約35件×3年) ・収集運搬業者と未契約事業者への指導
②講習会の強化や学習会等の開催	・収集運搬業者・排出事業者に対する講習会の強化 ・排出事業者を対象とする学習会を新たに開催	・収集運搬業者の許可更新(2年毎)は、講習会受講を条件とする ・排出事業者を対象とする学習会を新たに開催
③事業系ごみ適正処理パンフレットの改定	・写真やイラストを交え、より解りやすい内容に一新。 ・講習会での配布、保健福祉事務所や不動産会社等の協力を得て、広く周知	・写真やイラストを交え、より解りやすい内容に一新。 ・講習会での配布、保健福祉事務所や不動産会社等の協力を得て、広く周知
④各種団体(商工会議所、飲食店組合、商店街等)との連携	・ごみの減量・適正排出を幅広く周知するための体制整備。 ・広報誌等により、優良取り組み事例の紹介など、事業者のメリットも考慮したPRも必要	・各種団体との連携例 【商工会議所、保健福祉事務所、食品衛生協会、不動産会社】 パンフレットの配布、排出事業者に関する情報収集など 【飲食店組合】 生ごみ処理機補助制度の周知、食品ロス・食べ残し削減啓発 【商店街】 商店街単位でのごみ減量化の取り組み ・広報誌等により、優良取り組み事例の紹介など、事業者のメリットも考慮したPRも必要

(2) 支援策

	答 申	基本方針
①生ごみ処理機購入費等補助制度	大型生ごみ処理機については、アンケートの結果、利用希望あり。 費用対効果を考慮し、適切な補助額の設定。現行補助制度のさらなるPR	大型生ごみ処理機については、アンケートの結果、利用希望あり。 費用対効果を考慮し、適切な補助額の設定。現行補助制度のさらなるPR
②多量排出事業所対策	—	多量排出事業所へのアンケートなど十分な聞き取り調査等を行い、その結果を踏まえ、必要に応じた支援策の検討を行う。
③少量排出事業所対策	市が収集運搬業者の受託条件(量・品目・エリア等)や少量排出事業所の排出状況等を市が把握することで、双方への情報提供が可能。 市の指導・啓発にも活用できる。	市が収集運搬業者の受託条件(量・品目・エリア等)や少量排出事業所の排出状況等を市が把握することで、双方への情報提供が可能。 市の指導・啓発にも活用できる。

(3) その他

	答 申	基本方針
①高座清掃施設組合搬入手数料改定に向けた三市の検討	25円/kgの搬入手数料改定に向け、三市及び高座の四者で検討していくべき。	市でも、搬入手数料の改定はごみの減量に有効な施策であると考え、三市清掃行政連絡協議会の中で問題提起していく。
②高座清掃施設組合搬入物検査の強化	高座が実施する産業廃棄物などの混入防止を目的とした展開検査の強化	高座が実施する産業廃棄物などの混入防止を目的とした展開検査の強化とともに、市としても適正排出の指導を強化

2 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項

- (1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集導入に伴う各事業者への周知の徹底
- (2) 外国人経営者等への対応方法
- (3) 効果の検証

事業系ごみ減量化策実施時期：準備が整った事業から速やかに実施

海老名市事業系ごみ減量化基本方針

令和元年 5 月
海老名市

—目次—

はじめに.....	1
1 これまでの経緯.....	2
(1) ごみ減量化策について	
(2) ごみ減量化策の審議経過について	
2 海老名市の事業系ごみの現状	3
(1) 事業系ごみ処理の流れ	
(2) ごみ焼却量	
(3) 事業系ごみ排出量の推移	
(4) 組成分析結果（ごみの内容物検査）	
3 海老名市の事業系ごみ処理の課題と減量の目的.....	8
(1) 事業系ごみ処理の課題	
(2) ごみ減量化の目的と効果	
4 事業系ごみ減量化策について	10
(1) 啓発・指導	
(2) 支援策	
(3) その他	
5 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項.....	16
(1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集に伴う各事業者への周知の徹底	
(2) 外国人経営者等への対応方法	
(3) 効果の検証	
6 事業系ごみ減量化策の実施時期について	17

はじめに

平成 15 年 3 月、循環型社会形成推進基本法に基づく国の循環型社会形成推進基本計画において、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めるための方針が示されました。これを受けて、高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）では、法に基づく一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）を策定し、計画目標年度（平成 39 年度）までに三市のごみ焼却量を平成 12 年度比約 30%削減を目標に定め、その達成に向けたごみの減量化策、資源化策を図ってまいりました。

しかしながら、減少していたごみ焼却量が平成 26 年度以降三市ともに横ばいまたは増加傾向に転じたため、更なるごみの減量化・資源化を各市において早急に進めることが喫緊の課題になっています。

本市の事業系ごみについては、一廃計画において、平成 39 年度までに、その排出量を 5,145 トンにすることを目標値に定めておりますが、近年のまちの賑わいの創出などにより、平成 22 年度からその量も年々増加し、一廃計画に定める目標値と乖離が生じている状況です。

このような状況と並行して、高座清掃施設組合で新たなごみ処理施設が平成 31 年 4 月から稼働しており、施設やその周辺住民へ与える負担をできる限り軽減させるためにも、これまで以上に事業系ごみの減量化・資源化を図っていかねばなりません。

このように、早急な事業系ごみの減量化が求められる中、平成 29 年 5 月に環境審議会へ「事業系ごみの減量化策（適正排出含む）について」諮問し、平成 31 年 2 月に答申をいただきました。

答申には、さらなるごみの減量化に向けて、排出事業者に対するきめ細やかな指導・啓発に取り組むとともに、事業者が自主的にごみの減量化や資源化、適正排出に取り組みやすくなるような市の支援も必要であるという内容が盛り込まれています。

本市では、この答申を踏まえ、減量化に関する方向性を示した「事業系ごみ減量化基本方針」を策定し、家庭系ごみと同時期に事業系ごみの減量化が図れるように取り組みます。

1 これまでの経緯

(1) ごみ減量化策について

本市では、これまでも事業系ごみの減量化を図るため、様々な減量化策を適宜実施してきました。

近年の主な減量化策は表1のとおりです。

表1 海老名市の清掃年表

年 度	経 過
平成14年	高座清掃施設組合搬入手数料改定(18円/kg⇒21円/kg)
平成15年	・生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ及び補助対象者の拡大(市内に事業所を有する者が対象として追加) ・多量排出事業所の基準改定(毎月10t⇒5t、年120t⇒60t)
平成18年	多量排出事業所の基準改定(毎月5t⇒1t、年60t⇒12t)
平成21年	大型生ごみ処理機モデル事業開始(市内集合住宅2箇所)
平成22年	・生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ(電動式) ・高座清掃施設組合搬入手数料改定(21円/kg⇒25円/kg)
平成26年	・生ごみ処理機補助金交付額の引き上げ(非電動式) ・市関連施設にて大型生ごみ処理機利用開始(市庁舎、保育園)
平成28年	市関連施設にて大型生ごみ処理機利用開始(保育園2園)

(2) ごみ減量化策の審議経過について

本市における事業系ごみ減量化に関する主な審議経過は表2のとおりです。

表2 ごみ減量化策審議経過

年 月	経 過
平成28年10月	三市首長間で、ごみ減量化が喫緊の課題であるという共通認識が図られる。
平成29年5月	環境審議会に「事業系ごみの減量化策(適正排出含む)について」諮問
平成29年10～11月	市長タウンミーティング(ごみ減量化等がテーマ)
平成30年3月	一般廃棄物処理基本計画改定
平成30年9月	市長タウンミーティング
平成31年2月27日	海老名市環境審議会 答申
平成31年3月	海老名市事業系ごみ減量化基本方針(案)策定
平成31年4月	基本方針(案)に対するパブリックコメントの実施
令和元年5月21日	海老名市事業系ごみ減量化基本方針を決定

※環境審議会とは…市の環境基本計画や廃棄物対策等の環境施策について、審議・調査を行うための組織。学識経験者や市内企業や団体に属する方、環境分野の知識がある市民公募の方など12名の委員で構成。

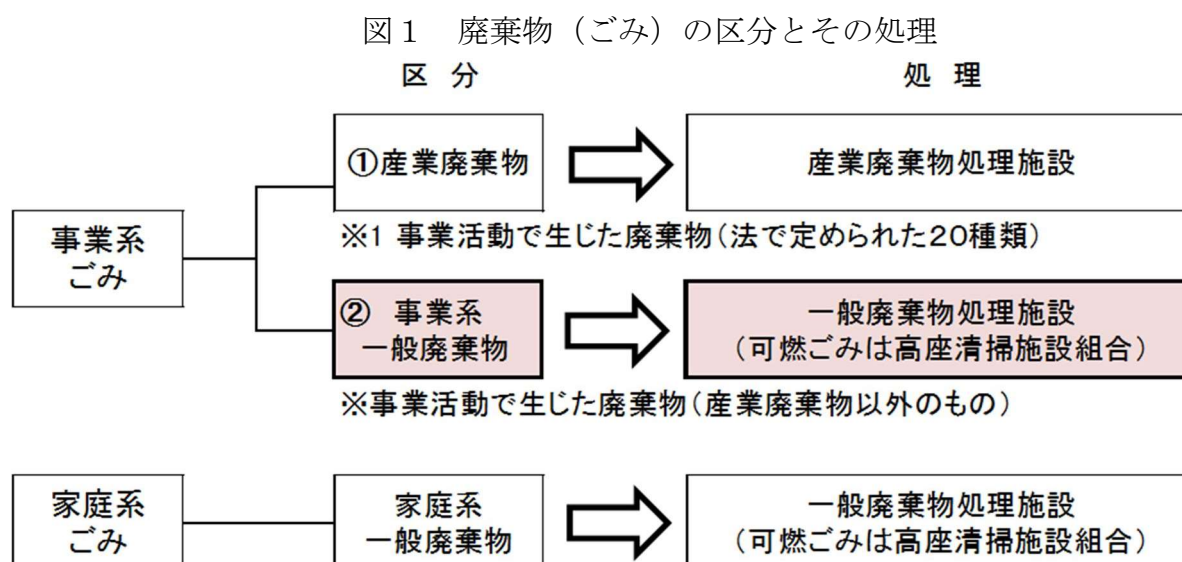
2 海老名市の事業系ごみの現状

(1) 事業系ごみ処理の流れ

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成5年条例第8号。以下、「廃棄物条例」という。）を制定し、その中で事業活動に伴って発生する廃棄物の減量に努めること、適正に処理することが事業者の責務であると定めております。

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大分類されます。

事業所から排出される廃棄物は、図1のとおり「①産業廃棄物」と「②事業系一般廃棄物」に区分され、高座清掃施設組合には「②事業系一般廃棄物」が搬入され、焼却処理されています。



（※1）【産業廃棄物の種類】

あらゆる事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する事業所が限定されるもの	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動物系固形不要物 ⑰動植物性残さ ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳汚泥等のコンクリート固化物など、上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの	

一廃計画では、事業系一般廃棄物の処理は、一般廃棄物収集運搬業者として市の許可を受けるか、許可を受けた業者に収集とその処理を依頼することとしており、これにより、排出事業者が処理費用を自己負担する仕組みになっています。

(参考)

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】(抜粋)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、(中略)その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例】(抜粋)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 (略)

3 事業者は、廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理並びに地域の清掃の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

【一般廃棄物処理基本計画】(抜粋)

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

処理方法は、事業者が所在している市の一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けるか、または許可を受けた業者にごみの収集を依頼して組合施設に搬入することとしており、種類や量の多少にかかわらず、地域のごみ集積所に出すことはできません。

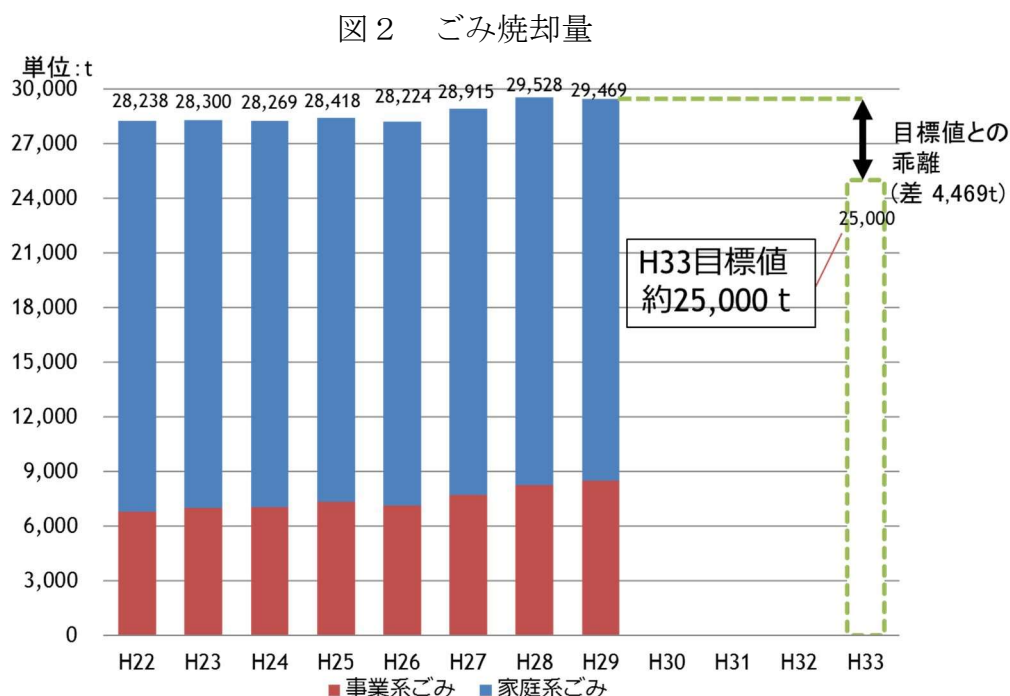
(2) ごみ焼却量

高座清掃施設組合及び構成三市（海老名市・座間市・綾瀬市）で策定している一廃計画の中で、本市では平成 39 年度までに家庭系ごみや事業系ごみ、し尿処理等の残渣などを合わせた年間焼却量の目標値を、平成 12 年度の年間焼却量 32,980 トンに対し、約 26% 減の年間約 24,000 トンとしています。

年間焼却量の目標値	
平成33年度(中間目標)⇒	約25,000t/年 (平成12年度比約25%削減)
平成39年度(計画目標)⇒	約24,000t/年 (平成12年度比約26%削減)

図 2 に示すとおり、本市のごみの年間焼却量は平成 22 年度から増加傾向で推移しています。平成 29 年度実績では、前年比で微減とはなっているものの、平成 33 年度の中間目標値に対し、約 4,500 トンの乖離が生じております。

また、ごみ焼却量に対する家庭系ごみ量と事業系ごみ量の比率は、各年度間における多少の差はあるものの、家庭系ごみが約 7 割、事業系ごみが約 3 割となっています。



※ごみ焼却量（高座清掃施設組合で燃やした量）は、三市のごみ搬入量に応じた按分計算で算出しているため、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の合計値とごみ焼却量の数値は合致していません。

(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの年間排出量は図3のとおりであり、平成22年度から年々増加しております。仮に現在のごみ量で推移した場合、一廃計画で定める平成33年度中間目標値に対し、約3,400トンの乖離が生じることになります。

また、表3に示す近年の海老名市の事業所数・従業者数の推移を見ると、サービス業等の第3次産業が増加傾向で推移しています。

図3 事業系ごみ排出量

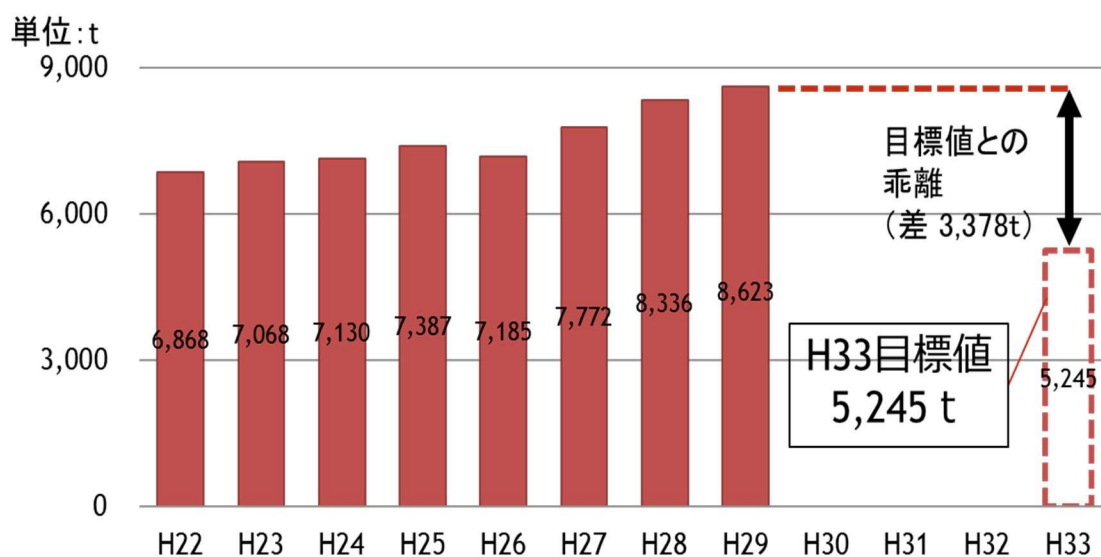


表3 産業別事業所数・従業者数

産業区分	事業所数				従事者数			
	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
第1次産業	12	11	11	10	73	45	73	49
第2次産業	713	645	675	644	11,972	15,703	12,405	11,483
第3次産業	3,614	3,339	3,675	3,744	44,162	38,168	47,370	47,068
総数	4,339	4,055	4,361	4,398	56,207	53,916	59,848	58,600

(出典) 統計えびな、経済センサス基礎調査・活動調査

（４）組成分析結果（ごみの内容物検査）

平成 28 年度に本市で実施した事業系ごみの組成分析の結果は、図 4 で示すとおりです。全体の重量比で厨芥類（未利用食品、調理くず）が約 44%、資源化可能な紙類が約 18%、草木類が約 4%、本来産業廃棄物として処理される廃プラスチック類（容プラ、その他プラ）が約 13%含まれています。

なお、図 5 で示すとおり一廃計画に記載されている組成分析結果を見ても、厨芥類（未利用食品含む）が約 26%、紙類（紙製容器包装、資源化可能なその他紙類）が約 25%、草木類が約 7%、廃プラスチック類が約 24%となっており、市が実施した組成分析結果同様に資源物や産業廃棄物の混入割合が高いという結果になっています。

図 4 市で実施した組成分析結果（事業系ごみ）

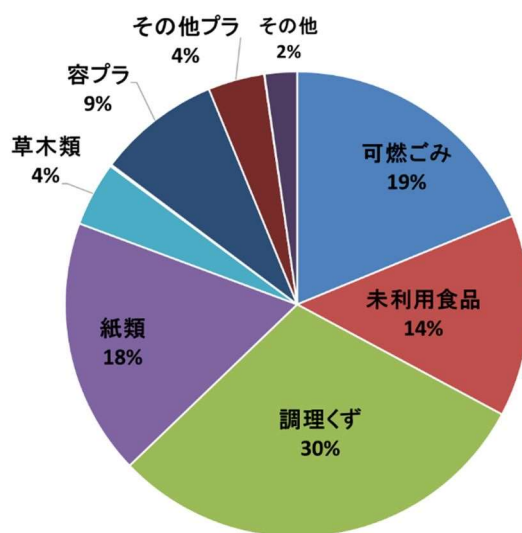
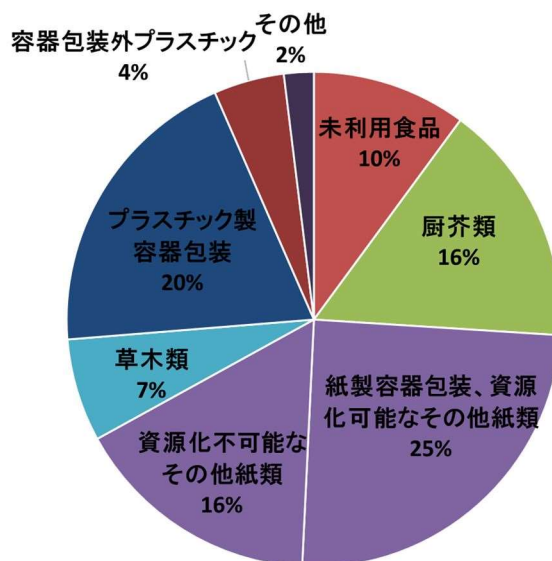


図 5 一廃計画改定に伴い実施した組成分析結果（事業系ごみ）



3 海老名市の事業系ごみ処理の課題と減量の目的

(1) 事業系ごみ処理の課題

平成 33 年度の事業系ごみ排出量の中間目標値（5,245 トン）達成には、平成 29 年度実績（8,623 トン）から約 3,400 トン減量する必要がありますが、市で実施した組成分析の結果を見ますと、資源化可能な紙類、草木類が約 22%、産業廃棄物となる廃プラスチック類が約 13%混入しており、分別の徹底や適正排出等により、ごみの排出量を目標値まで減らせる余地があります。

しかしながら、事業系ごみは、業種・業態・事業規模などによってごみの排出量や排出品目が異なることから、統一した減量化策で一律の効果を得ることが難しいという課題もあり、排出事業者個々の状況に応じた対応が求められます。

また、排出事業者の中には、人員不足、廃棄物保管場所や分別スペース不足などという理由から、未分別のまま収集運搬業者に収集依頼したり、地域のごみ集積所に不適正に排出し、市の指導を受けるなど、ごみ処理に関する意識が希薄な例も見受けられます。

収集運搬業者に関する課題としては、各社が保有する車両台数や収集ルートによって分別収集の対応、さらには資源物の取り扱い品目が業者によって異なることが挙げられます。

今後、上記課題を踏まえた、事業系ごみの減量化策を検討する必要があります。

(2) ごみ減量化の目的と効果

①焼却施設への負担軽減

ごみの焼却処理は、焼却施設で安定した処理を継続させる必要があるため、施設への負担が過度にならないようにしなければなりません。

そのような中、三市のごみ処理施設である高座清掃施設組合は、焼却施設の老朽化に伴い、同敷地内に新たな施設を建設し、平成 31 年 4 月より稼働しております。

ごみの減量を継続することは、焼却施設へ与える負担を将来にわたって軽減することになり、焼却費用や保守等のランニングコストの削減はもとより、施設の延命化にも繋がります。

②近隣住民の負担軽減

高座清掃施設組合は、昭和 42 年の稼働から海老名市本郷に所在しています。

そのため、近隣住民には、約半世紀に渡って騒音・振動・臭気など生活環境への影響や健康面への不安などを与えてきており、同敷地内で施設の更新がされたことから、施設近隣住民への負担軽減となるような方策を引き続き講じていか

なければなりません。

さらに、施設更新に当たり、近隣住民と「ごみの減量化」、「搬入車両の減少」を一つの条件として合意に至っていることや、施設所在市としても、さらなるごみの減量化に率先して取り組んでいく必要があります。

③環境負荷軽減の効果

ごみの減量化、資源化の推進により、地球温暖化防止や大気汚染物質の排出抑制にも寄与できます。

④次世代への負担軽減

課題を先送りすることなく、将来を見据えた対策を講じることで、次世代への負担が軽減できます。

4 事業系ごみ減量化策について

本市の事業系ごみ排出量は、まちの賑わいの創出等により、平成 22 年度から年々増加しております。

事業系ごみの組成分析の結果を見ると、資源物や産業廃棄物（特に廃プラスチック類）の混入が見られ、分別の徹底によりさらなる減量の余地はあると考えます。しかしながら、家庭系ごみとは異なり、各事業所のごみ量や排出品目の割合は、事業規模や業種・業態、景気等に大きく左右されるため、統一した減量化策で一律の効果を上げることは難しい状況にあります。

そのため、排出事業者個々の特性に応じた対応が求められ、全ての事業者を対象にごみ減量化策を検討する場合、まずは排出事業者に対するきめ細かな指導・啓発に取り組む、ごみの減量・適正排出に向け、粘り強く協力を要請しなければなりません。

それとともに、排出事業者が自主的に、ごみの減量化や資源化の促進、適正排出に取り組むやすくするために、市の支援も必要です。

これらのことを踏まえ、以下のとおり具体的な減量化策を実施します。

（１）啓発・指導

①排出事業者への指導強化

排出事業者に対する、ごみの適正排出、分別の徹底等の指導には、その事業者の廃棄物処理の実態を把握することが重要です。そのため、排出される事業所への立ち入り調査とともに状況に応じた指導が求められます。

また、近年では廃棄物条例で定める海老名市内の多量排出者（年間 12 トン以上又は 1 月 1 トン以上の事業系一般廃棄物を排出）は 100 事業所を超えており、全ての多量排出事業所を指導するには、計画的な実施が必要となります。

そのため、31 年度中に全ての多量排出事業所の訪問指導等を行い、排出状況を確認するとともに、廃棄物条例施行規則で定める「一般廃棄物減量化等計画書」を提出させます。

その後は、各事業所の一般廃棄物減量化等計画書を基に、概ね 3 年に 1 度の計画的な指導を実施します。

なお、今後の指導計画（予定）を以下に示します。

《指導計画（予定）》

2018 年度（平成 30 年度）対象 106 事業者中	約 15 事業者へ指導（実施済）	} 全事業者 (1 回目)
2019 年度（平成 31 年度）	約 90 事業者へ指導（予定）	
2020 年度	約 35 事業者へ指導（予定）	} 全事業者 (2 回目)
2021 年度	約 35 事業者へ指導（予定）	
2022 年度	約 35 事業者へ指導（予定）	
※以降、各事業者 3 年に 1 度を目安に継続した訪問指導を実施予定		

さらに、収集運搬業者と事業系一般廃棄物処理の契約がなされていない事業所については、状況に応じ、アンケートや訪問調査等により廃棄物の処理状況を確認し、適正排出のための徹底した指導を行います。

②講習会の強化や学習会等の開催

廃棄物を適正に処理するには、廃棄物処理関連法令等に対する知識が必要となります。

そのため、高座清掃施設組合への産業廃棄物（廃プラスチック類）や資源化可能な紙類などの混入を防止するためにも、収集運搬業者及び排出事業者への講習会を強化し、知識の向上を図ります。

特に収集運搬業者に法的知識をより深めてもらうため、2年毎の許可更新は、講習会受講を条件に許可の更新を行うこととします。

また、新たに排出事業者を対象とした学習会等を開催するなど、廃棄物の適正処理の知識向上と併せて廃棄物の減量化・資源化に対する意識を高めていきます。

③事業系ごみ適正処理パンフレットの改定

本市では、収集運搬業者及び排出事業者への啓発を目的に、平成24年4月に「事業系ごみ適正処理パンフレット」を作成しています。

このパンフレットをより解りやすい内容に一新し、今後の指導・啓発のツールとして有効に活用するとともに、それ以降も適宜改定を行います。

具体的には、ごみ量の推移や組成分析の結果、他事業者の優良な取り組み事例を写真やイラストを使って紹介するとともに、収集運搬業者の情報なども掲載することで、ごみの減量化・資源化の必要性や手法が分かり、事業系ごみの減量化に繋がるものと考えます。

また、改定するパンフレットを排出事業者等の指導時や講習会などでテキストとして配布することは勿論のこと、各種団体の協力を得て配布するなど有効活用します。併せて、パンフレットの内容等を広報やHP等に掲載し、広く周知を行います。

④各種団体（商工会議所、飲食店組合、商店街等）との連携

事業者への指導・啓発をより迅速かつ円滑に行うには、商工会議所や飲食店組合、商店街など各種団体の理解と協力が必要です。

市の取り組みに関する周知啓発に当たっては、各種団体と連携しながら取り組むこととします。なお、現時点で考えられる各種団体との連携は表4のとおりです。

表4 各種団体との連携例

団 体	連携例
商工会議所	・適正処理パンフレット等の配布 ・事業系ごみ減量化・適正処理に関する啓発 ・排出事業者に関する情報収集・啓発
保健福祉事務所	
食品衛生協会	
不動産会社	
飲食店組合	生ごみ処理機補助制度に関するご案内
	食品ロス、食べ残し削減（小盛メニュー作成）へのご協力
商店街	商店街単位でのごみ減量化の取り組み

また、ごみの減量化・資源化への優良な取り組みを実施している事業者を広報等で紹介するなど、事業者側のメリットも考慮したPRを取り入れることも有効な減量化策と考えます。

（２）支援策

①生ごみ処理機購入費等補助制度

厨芥類などの生ごみは、廃棄物の中で唯一自家処理できる品目であり、生ごみ処理機の活用は、ごみの減量化に有効な手法の一つであると考えます。

そのため、海老名市飲食店組合会員を対象に生ごみ処理機アンケート調査を実施した結果、大型生ごみ処理機の利用希望がありました。

ただし、事業所が大型生ごみ処理機を導入するには、設置場所の確保や作業の手間、費用対効果等が重要な判断要素となるため、大型生ごみ処理機を活用した減量化へ取り組みがしやすくなるよう、他市事例も踏まえ、大型生ごみ処理機導入に対する補助等の支援策について検討します。

また、厨芥類の排出量が少ない事業所に対しては、現行の家庭用生ごみ処理機設置補助制度が活用できるので、制度の周知も含め積極的にPRを行います。

②多量排出事業所対策

本市の事業系ごみ量のうち、多量排出事業所から排出されるごみは、全体の約7割を占めており、事業系ごみのさらなる減量化には、多量排出事業所の対策を検討する必要があります。

そのため、多量排出事業所へのアンケートなど十分な聞き取り調査を実施し、多量排出事業所の廃棄物処理の実態を把握するとともに、必要に応じた支援策の検討をします。

③少量排出事業所対策

事業所から排出される事業系一般廃棄物は、その量の多少に関わらず、事業者の責任において、市が許可した収集運搬業者にその処理を依頼しなければなりません。

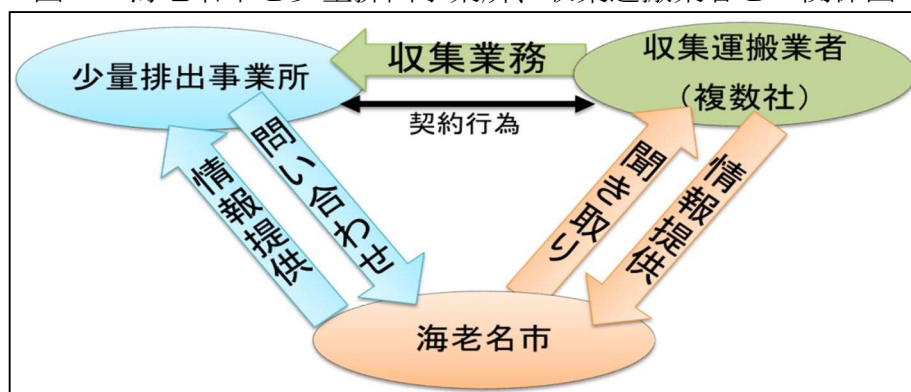
しかしながら、少量排出事業所が収集運搬業者へごみの適正処理を新規依頼する

際、ごみの排出頻度、場所、時間等、排出状況に合った収集運搬業者を探す手間がかかってしまうといった現状があります。

本来、事業者の責務として行う廃棄物の適正処理を促すためにも、少量排出事業所と収集運搬業者を結びつける市の支援も検討する必要があります。

このため、市で収集運搬業者の受託条件（量・品目・時間・エリア・価格等）や、少量排出事業所の排出状況等を把握し、収集を希望する排出事業者に必要な情報提供を行うなど、円滑にごみの処理が行えるような体制の構築を検討します（図6参照）。また、これらの情報を市の指導・啓発にも活用します。

図6 海老名市と少量排出事業所、収集運搬業者との関係図



（3）その他

①高座清掃施設組合処理手数料改定に向けた三市の検討

現在、高座清掃施設組合の事業系一般廃棄物の処理手数料は25円/kgで、県内では高い水準となっています（図7参照）。しかしながら、近年、高座清掃施設組合の処理手数料より高い27円/kgに改定した自治体もあります。

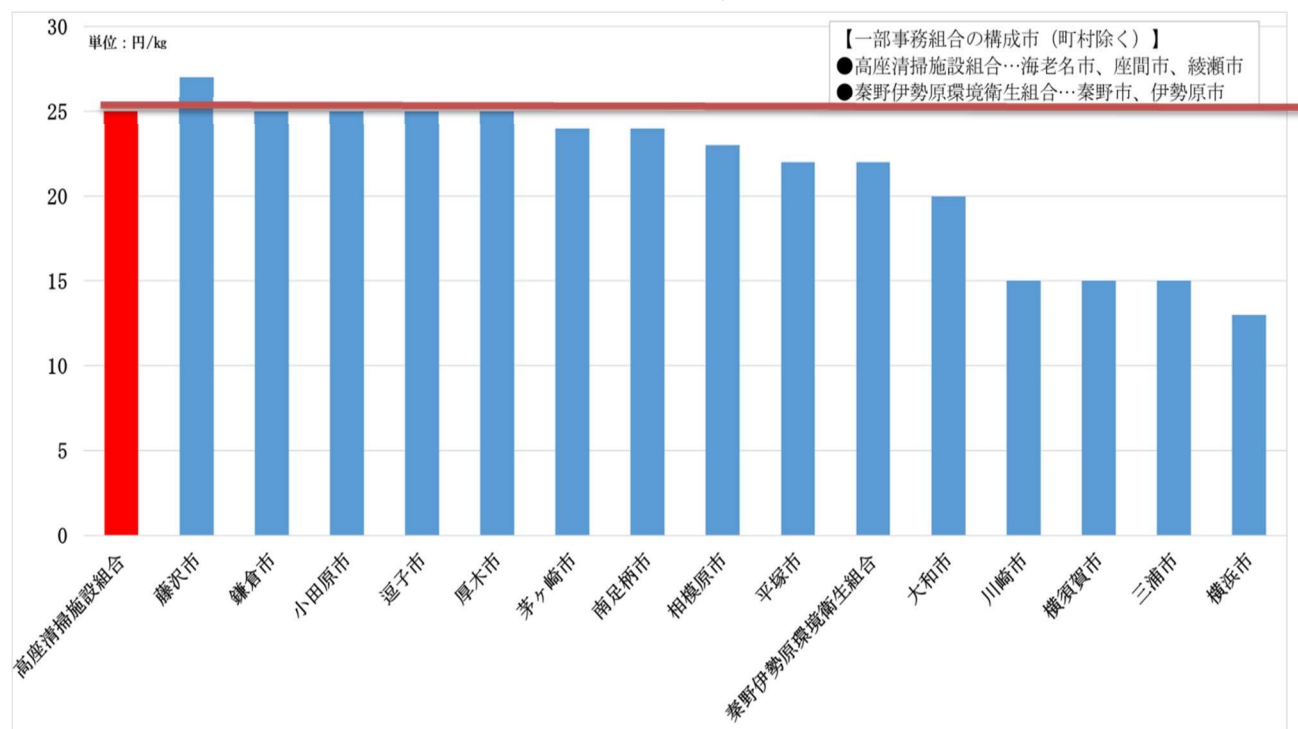
排出事業者にごみ減量に対するインセンティブを与え、分別徹底による民間資源化施設への誘導を図るためには、処理手数料の改定も有効な減量化策の一つと考えます。

処理手数料は高座清掃施設組合廃棄物処理手数料条例で定められているもので、その改定については、高座清掃施設組合・海老名市・座間市・綾瀬市の四者で協議する必要があります。

本市としては、県内自治体だけでなく、ごみ減量化に先進的に取り組む東京都多摩地域の自治体も含め、首都圏での搬入手数料（図8、図9参照）の状況や民間施設における紙やプラスチック類、食品リサイクル費用とのバランス等も参考にしながら、それらを総合的に勘案し、処理手数料改定に向けた検討が必要であると考えます。

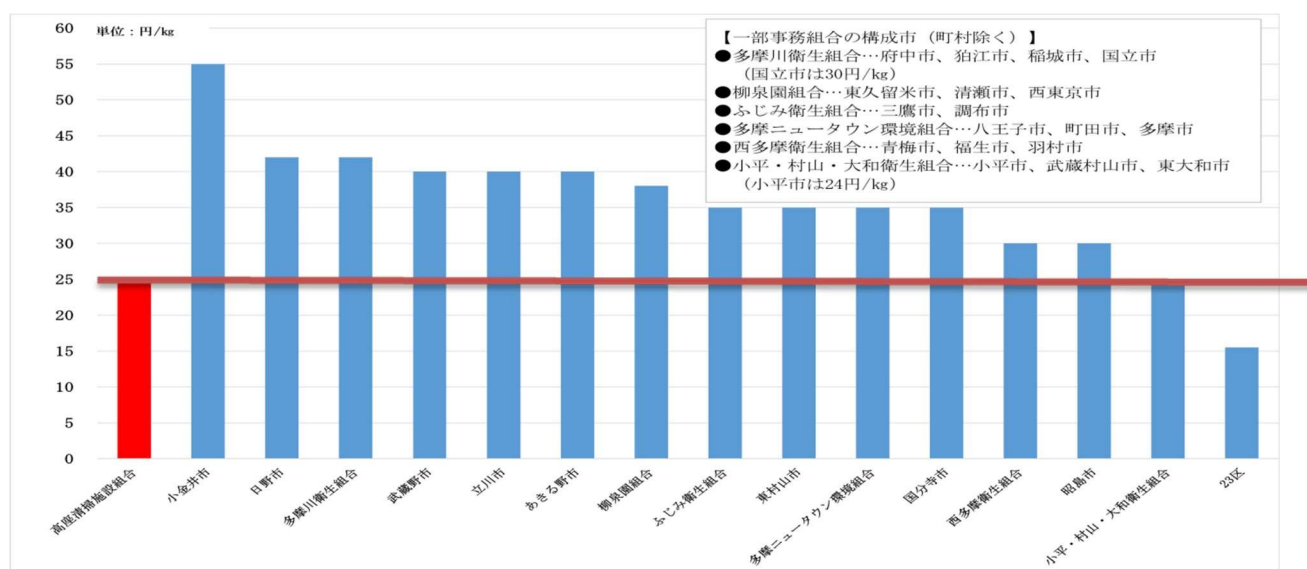
そのため、高座清掃施設組合の構成市で組織する「三市清掃行政連絡協議会」において、検討課題として提起していきます。

図7 神奈川県内の事業系一般廃棄物搬入手数料（町村除く）



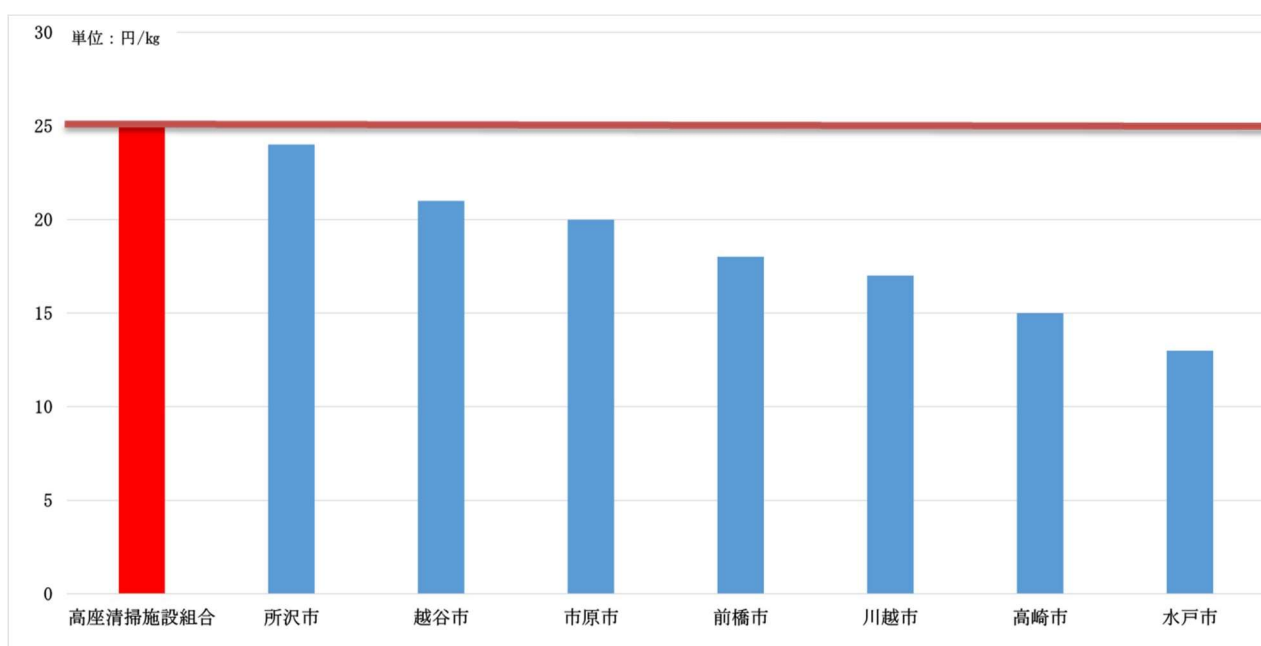
（出典）神奈川県一般廃棄物処理事業基礎データ調査

図8 東京都内の事業系一般廃棄物搬入手数料（町村除く）



（出典）月刊廃棄物2018年4月号、多摩地域ごみ実態調査（平成29年度統計）

図9 関東エリアの事業系一般廃棄物搬入手数料(人口25～40万人の市から抜粋)



(出典) 月刊廃棄物 2018年5月号・10月号

②高座清掃施設組合搬入物検査の強化

高座清掃施設組合では、以前から缶やびんなどの不適物の多量混入により、焼却処理に支障をきたすケースがあったこともあり、平成22年度から缶・びんを対象とする搬入物検査機による検査が行われています。

また、組成分析結果を見ると、本来搬入されてはいけない産業廃棄物（廃プラスチック）の混入も多く見受けられます。

そのため、高座清掃施設組合では、新炉稼働（平成31年4月）に合わせて産業廃棄物の搬入を展開検査で防止できるよう条例改正を行っています。

本市としても、事業系ごみのさらなる減量化のため、高座清掃施設組合の展開検査強化と併せ、相乗効果が得られるよう排出事業者の適正排出指導を強化します。

5 事業系ごみ減量化策導入に当たっての留意事項

(1) 家庭系ごみ有料化・戸別収集に伴う各事業者への周知の徹底

本市では、2019年9月30日（月）より、家庭系ごみの一部有料化とともに戸別収集が導入される予定です。

家庭系ごみの戸別収集に伴い、戸建て住宅にお住まいの方が燃やせるごみを集積所に出すことがなくなりますが、各事業者が地域のごみ集積所を利用することがないように、周知徹底を図る必要があります。

(2) 外国人経営者等への対応方法

近年では、経営者や従業員が外国人である店舗が多く見受けられます。

廃棄物の適正処理に関する多言語版のパンフレットを作成するなど、指導・啓発の際に理解していただける手法について検討する必要があります。

(3) 効果の検証

今回のごみ減量化策に対する事後評価をする必要があると考えるため、環境審議会において、今後も適正な時期に効果の検証の場を設けることとします。

6 事業系ごみ減量化策の実施時期について

事業系ごみ減量化策の実施時期について、2019 年 9 月 30 日から実施される家庭系ごみ一部有料化を待つことなく、実施準備が整ったものから速やかに実施します。

なお、各種団体との連携が求められる事業やその他の関係機関との協議・調整が必要な事業に関しては、各機関と調整のうえ、適切な時期を見極めて取り組みます。

海老名市事業系ごみ減量化基本方針（案）に対するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメント実施結果

（１）実施期間

平成 3 1 年 4 月 1 日（月）から平成 3 1 年 4 月 2 6 日（金）まで

（２）提出された意見

ア 意見提出者数 1 名

イ 提出意見数 2 件

2 意見の概要と市の考え方

No.	意 見 の 概 要	市 の 考 え 方
1	高座で焼却する事業系ごみについても、有料指定袋を使用させ、内容物のチェックを行って分別を徹底させる。また、分別が徹底されず、注意をしても改善がない場合には、広報などで企業名を公開する。	現在、高座清掃施設組合に搬入している事業系ごみは、1 kgあたり 2 5 円のごみ処理手数料を徴収しており、県内では高い水準となっています。また、分別の徹底を図るために、一般廃棄物収集運搬業者が搬入したごみは、高座清掃施設組合と協力しながら展開検査を強化し、分別が不十分な場合は指導してまいります。
2	環境審議会の答申書にあるように、事業所に対する指導や講習会を開催し、一般廃棄物の分別率を向上させる。	収集運搬業者及び排出事業者への講習会を強化し、知識の向上を図ります。また、多量排出事業所に対する指導についても、引き続き実施してまいります。

海老名市環境基本計画及び海老名市緑の基本計画の 改定に伴う基礎調査結果について

海老名市環境基本計画と海老名市緑の基本計画の改定のため、平成 30 年度より作業を進めています。改定にかかる作業期間を 2 年とし、令和 2 年 4 月に次期計画の公表を予定しています。

1 計画の概要

計 画	海老名市環境基本計画	海老名市緑の基本計画
担当課	環 境 課	住宅公園課
概 要	地球環境・地域環境の視点から環境施策、市民・事業者の役割を定める	緑地の保全・推進に関して、将来像、目標、施策等を定める
根 拠	海老名市環境基本条例（第 8 条）	都市緑地法（第 4 条）
計 画 期 間	現行 平成 21 年度から 31 年度 次期 令和 2 年度から	現行 平成 20 年度から令和 9 年度 〔 中間目標年次：平成 29 年 〕 〔 最終目標年次：令和 9 年 〕

2 改定にあたって

各現行計画は、策定・改正から 10 年が経過し、この間、社会情勢や市を取り巻く環境も大きく変化していることから、現行計画からの内容の見直しを行います。

＜平成 30 年度の実施概要＞

資料 3-1・3-2

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ・基礎調査（市勢・社会情勢） | ・現行計画の検証 |
| ・市民・事業所アンケート | ・課題の整理 など |

3 今年度のスケジュール

具体的な目標・施策の検討を重ね、環境審議会にて意見を伺いながら、計画を策定してまいります。

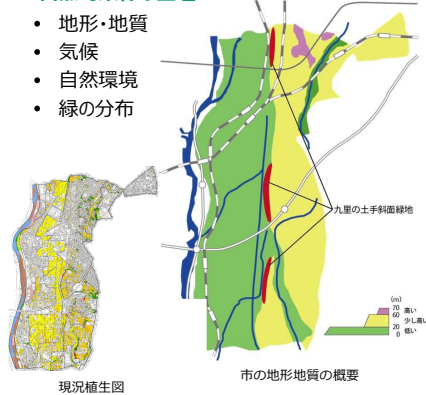
- | | |
|-----------|---|
| 4～6 月 | ・目標・方針の設定 |
| 7～9 月 | ・具体的な施策の検討
・推進体制・手法等の検討
・計画の素案の作成 |
| 10 月～12 月 | ・パブリックコメントの実施
・オープンハウスの実施（環境基本計画） |
| 1 月～3 月 | ・計画の策定 |

海老名市第三次環境基本計画策定に向けた基礎調査結果概要

1 基礎調査結果

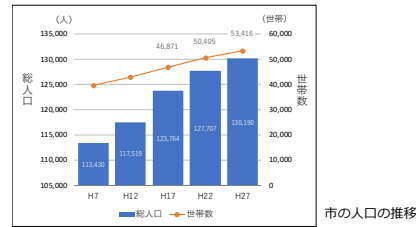
■自然的条件の整理

- ・ 地形・地質
- ・ 気候
- ・ 自然環境
- ・ 緑の分布



■社会的条件

- ・ 位置・地勢
- ・ 人口・世帯
- ・ 土地利用
- ・ 産業動態
- ・ 観光



■環境を取り巻く現状

- ・ 地球温暖化問題への対応
- ・ 生物多様性の危機への対応
- ・ 資源や食料需給の逼迫への対応
- ・ 持続可能開発に向けた取組
- ・ 安全・安心なまちづくりへの関心の高まり
- ・ 少子高齢化や人口減少の進展



■市内の環境の現状

地球温暖化	河川等の水質	騒音・振動	水循環	化学物質等	大気汚染・悪臭	廃棄物
道路環境	防災	都市景観	丘陵地・緑地	生物	農薬	都市環境
						歴史的遺産

4 計画策定に向けた主な課題

■本市の環境について

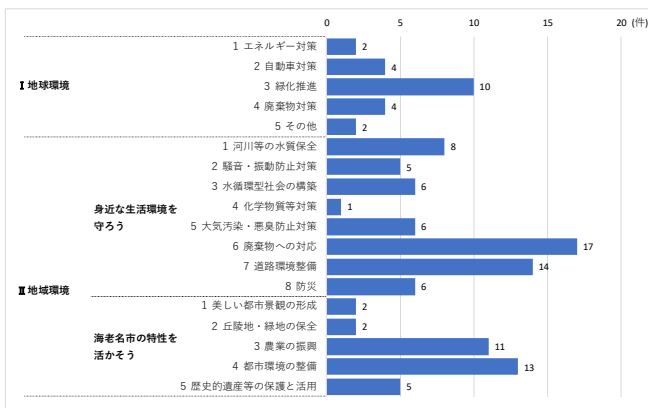
- 地球温暖化対策
 - ・ 市域から排出される温室効果ガスの更なる削減、気候変動による影響を回避・軽減するための適応策を進めることが必要
 - 騒音・振動対策
 - ・ 自動車走行騒音や航空機騒音の継続的な監視・被害軽減が必要
 - 廃棄物対策
 - ・ ごみ排出量のさらなる削減、今後のごみ処理費の一部有料化や戸別収集の実施に向けた情報発信・仕組みづくり等の取組が必要
 - ・ 市内の美化のためのペット飼育や歩行・路上喫煙禁止などマナー向上のための啓発が必要
 - 道路環境整備
 - ・ 道路整備を進め、道路交通のさらなる円滑化に努めることが必要
 - 丘陵地・緑地保全
 - ・ 生物多様性の保全・創出、生物多様性の保全の必要性について、市民の意識啓発、外来生物対策などに取り組むことが必要
 - ・ 緑の防災機能について、市民の認知度を高めるとともに、市内の緑の保全に努めることが必要
- など

■その他

- ・ 計画の体系について、より分かりやすい計画体系に整理し直すことが必要
- ・ “廃棄物対策”について、循環型社会として幅広く捉えることが必要
- ・ 環境教育や環境学習等の意識啓発を計画全般と関連して位置付けることが必要
- ・ 生物保全に関連する施策が不足しているため、生物多様性の保全等を計画へ明確に位置付けることが必要
- ・ 現行計画では計画の進捗を把握・評価するための目標や尺度が設定されていないため、定量的評価が可能な数値指標についての検討が必要
- ・ 世界的な潮流であるSDGsへの対応が必要

2 現行計画の検証結果

- ・ 海老名市第二次環境基本計画改訂版に基づく施策の実施状況を把握するため、庁内 18 課に調査票によるヒアリングを実施した結果、118 事業を実施済み
- ・ 分野別に事業の実施状況を見ると、「緑化推進」「廃棄物への対応」「道路環境整備」「都市環境の整備」に関連する事業が比較的多い



3 アンケート調査

■調査概要

●アンケート対象・配布数

市民：2,000 部、事業者：300 部

●配布及び回収方法

郵送

●実施期間

発送：平成 30 年 10 月 30 日

返送期限：平成 30 年 11 月 15 日

●回収結果

市民：738 部 (36.9%)

事業者：92 部 (30.7%)

■結果概要

- ・ 市民は、普段から意識している環境問題として「地球温暖化」「ごみの減量化」「騒音振動」への関心が高い
- ・ 市民は、道路の安全性に対する満足度が低い
- ・ 市民は、市の環境をより良くする取組として、「緑地の保全や緑化」への関心が高い

5 計画改定の視点（計画の構成について）

- ・ “I 地球環境”は、地球温暖化対策、循環型社会の形成の視点で構成するとともに、地域環境との重複を精査
- ・ 新たに生物多様性保全の視点を追加
- ・ 温暖化対策として適応の視点を盛り込むにあたり、防災は適応に包含
- ・ 社会的な潮流であるSDGsへの対応、考え方等の普及を図るとともに、幅広い分野での環境学習、環境教育等の取組を明確化するため、人づくりを個別の施策として位置付け
- ・ 計画の進捗を把握・評価するため、新たに評価指標を設定

海老名市緑の基本計画策定に向けた基礎調査結果概要

計画の対象とする緑地の状況

◆面積の推移

施設緑地の面積は 142.75ha、地域制緑地の面積は 358.60ha、緑地の総量は 492.62ha となっています。

施設緑地は、平成 17 年度から 29.75ha 増加していますが、目標値には到達していません。

地域制緑地は、開発などの影響で農地が減っており、平成 17 年度から 1.38ha 減少しています。

※施設緑地 = 都市公園＋公共施設緑地＋民間施設緑地の面積

※地域制緑地＝法による緑地＋条例等による緑地の面積
※緑地総量 = 施設緑地＋地域制緑地－重複面積の面積

【施設緑地の面積】



【地域制緑地面積】



【緑地総量※重複除く】



※緑地総量 現行計画目標：523.32 ha

◇その他の調査項目

・緑の基本計画と他計画の位置づけ・人口と土地利用・計画のフレーム・都市公園の整備状況・みどりの概況など

◇現状を踏まえた課題

- ・開発帰属による公園提供などの実情をふまえた公園整備計画の検討や市民や事業者と連携した公園管理の推進など
- ・公共施設の建物や敷地の積極的な緑化の推進、住宅地や工場の敷地などの緑化の推進など
- ・多角的な視点での緑の評価の実施、計画の推進体制を構築・明確化

見直しの方向性（案）

計画改定の視点

見直しの方向性（案）

◇視点①市の実情にあった公園整備の推進

○市の実情にあった公園整備や長寿命化を推進

◇視点②みどりが持つ多面的機能を活用した社会情勢や市民ニーズへの対応

○公園の整備、面積の拡大を重視したみどりの在り方から、みどりの維持管理や安全性を高める管理の在り方を重視した在り方へ

○環境問題に対する意識の高まりや市民ニーズへの対応

- ・今後の開発に伴う新たな公園の箇所数や規模を整理し、整備目標へ反映
- ・老朽化した遊具等の施設を計画的かつ適切に改築・更新することで、利用者の安全性や使用環境・快適性の向上を図る視点を追加

- ・施策に地球温暖化対策（ヒートアイランド現象の緩和）として市街地の緑化の推進の視点を追加
- ・施策に本市の地形を活かしてまとまった緑や緑のつながりを保全・再生する視点を追加
- ・施策に市民ニーズへの対応として、公園緑地等の安全性の向上やみどりを活かしたまちづくり・魅力向上の視点を追加

◇視点③緑化の推進に向けた協働体制の構築・強化

○従来の緑の整備量などに加えて緑が有する多面的機能を評価する項目を目標に掲げ、多角的な視点で市のみどりを評価

○行政だけでなく市民や事業者など主体別の具体的な取組を記載

○庁内の連携・推進体制の構築など、計画推進に向けた体制を構築

- ・市民のみどりに関する満足度を評価する指標として、アンケート調査項目「公園や広場」「駅前など人が集まる場所の緑」などの結果を活用

- ・基本方針または施策ごとに市民及び事業者の指針を追加

- ・計画に新たな章「計画の推進」を追加
- ・計画の推進体制や進行管理について具体的に明記

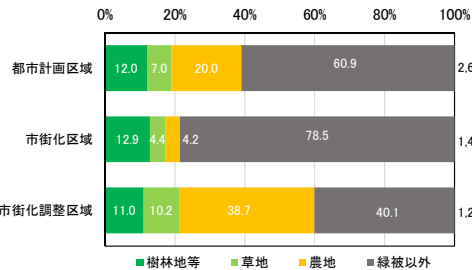
緑被地の状況

◆緑被地の現況

緑被地は、①樹林地、②草地、③農地、④公園内の緑で覆われている面積、⑤公共公益施設の植栽地、⑥民有地の植栽地のこと。

◆面積の推移

平成 29 年度現在、都市計画区域の緑被地の面積は 1,040ha、緑被率は 39.1%となっています。市域のおよそ半分は道路や建築物などの人工物となっていますが、市街地や住宅地において敷地の積極的な緑化が行われています。また、農地においては平成 17 年度調査時より 87.9ha 減少しています。



アンケート調査結果概要

◆市民

海老名市の公園、広場、農地などへの印象

よい印象 ⇒ 公園や広場、緑地や森林、田畑などの農地

印象が悪い ⇒ 街路樹、駅前などの人が集まる場所の緑、生垣や植込みなど居住空間の緑

その他

・市民は広さや緑が充実している公園をよく利用している・緑の役割について、日常生活での潤いやレクリエーションの場としての満足度が高い・市民は緑化に関するボランティア活動に関心が高い

海老名市の公園、広場、農地などへの印象

